

◇番号：202411

◇研究機関名	鶴見大学	◇不正の種別	架空請求（カラ謝金）
◇不正が行われた年度	令和5年度	◇最終報告書提出日	令和7年1月30日
◇不正に支出された研究費の額	36,000 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要
【発覚の時期及び契機】 鶴見大学学部学生とその指導教員との間で金銭トラブルに関する相談について対応をしていた苦情処理委員会委員長より令和5年11月6日、最高管理責任者（学長）に対して「研究費の謝金を含む経費等の取扱い上、不適切と思われる部分がある」旨の報告があった。 【調査に至った経緯等】 「鶴見大学研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則」に基づき事前調査を行ったところ、研究費不正使用（カラ謝金）に対する疑義を払拭することができなかったため、規則第5条の規定により「研究費等の不正使用に係る調査委員会」の設置及び同委員会による本調査を実施した。
◇調査
【調査体制】 学内委員（令和6年3月31日まで7名、同年4月1日から5名）、学外委員1名（弁護士）による調査委員会を設置した。 【調査内容】 ・ 調査期間 令和5年12月8日～令和7年1月30日 ・ 調査対象 調査対象者：当該教員1名 ・ 調査方法 - a 書面調査 研究費を担当する財務部教育研究支援課に保管されている全ての資料の提供を受け、調査対象研究費の物品費・旅費及び謝金・人件費に係る伺票、見積書、納品書、請求書、出勤表及び出張伺・報告書等の諸帳票の調査を実施した。 - b ヒアリング調査 調査対象者及び JST と鶴見大学の特定研究助成から謝金支払いをした学内関係者（学部学生）10 名から行った用務内容の説明、出勤表の記載、学外活動、謝金について聴取した。 調査対象者からは、研究テーマや活動内容、学生に対して実務とは異なる謝金が支払われた経緯、カラ謝金の意図の有無について確認を行った。学生からは、研究補助に至った経緯や、実務とは異なる謝金申請の有無について確認した。
◇調査結果
【不正の種別】 架空請求（カラ謝金）

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

調査対象者は、研究課題遂行のため学生1名に出張への同行を依頼した。鶴見大学の旅費規程は、教職員への支給を対象としており、学生を支給対象としていないことから当該学生に旅費を支給することができないことから、学生の金銭的負担を軽減するために交通費を事前に学生に支給したいと考えた。

・手法

- a 8月の出張（日帰り）に同行するよう学生（1名）に依頼。
- b 鶴見大学旅費規程により、学生には旅費を支給することができないため、謝金として事前に9,000円（@1,500円×6時間）を支払う旨、学生に説明。
- c 7月の出勤表に架空の勤務日・時間・用務を記載するよう学生に指示。
- d 9月の出張（2泊3日）も同学生に同行を依頼し、7月の出勤表に記載させ、27,000円（@1,500円×6時間×3日分）を架空の勤務日・時間・用務に記載するように指示。
- e 結果として、36,000円（@1,500円×6時間×4日分）を7月分として架空請求した。

なお、7月分として前払いした謝金分は、出張先で用務に当たらせ調査対象者の独断で相殺する予定だったが、当該学生は事情により8月と9月の出張には同行しなかった。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
社会技術研究 開発事業	36,000円	令和5年度	1人
計	36,000円		(実人数※) 1人

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正使用と判断された36,000円は、架空の研究補助の対価として学生に支払われた。その後、調査対象者と学生の両方からのヒアリングにより調査対象者は36,000円のうち27,000円を調査対象者に返金するよう学生に請求したが実現しておらず、還流行為は認められなかった。その他私的流用を客観的に証する証拠も見られないことから、私的流用はなかったと認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

① 架空請求（カラ謝金）

調査対象者と10名の学生からヒアリングを行った結果、調査委員会は、架空請求（カラ謝金）に該当する不正行為が2件あると認定した。

ヒアリングにおいて調査対象者は、2回の出張同行分に係る謝金、学生Aの4日分、計36,000円が架空請求（カラ謝金）に該当する旨を口述した。

また、当該学生も謝金支出申請における用務内容・日時・時間数については調査対象者の指示に従い記載した旨を口述するとともに、2回の出張依頼があったことを認めた。このことから当該学生に対する謝金支出には、2回の出張同行分も含まれていると認定した。

以上を踏まえ、調査対象者が2回の出張同行分に係る謝金を事前に支給したものと認められる一方で、実際には出張同行が実現せず、用務の提供がなかったことから、36,000円について実態のない謝金請求がなされたものと認定し、これを架空請求と判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

調査対象者は、学生の向学及び利益を考慮し、出張への同行を依頼した。しかしながら、鶴見大学旅費規程においては、教職員への支給を対象としており、学生はその対象外であるため、当該学生には旅費を支給することができない。そのため学生の自己負担となる交通費を補填する目的で、同行先における日当分を謝金請求した旨の弁明がなされた。この行為は、調査対象者における研究費運用に関する規程の認識不足や規程に基づく適切な運用意識の欠如による不適切な判断に起因するものと考えられる。また、調査対象者からの指示を受けた学生が自ら出勤表を作成したものの、当該指示に違和感を覚えたとしても、教員に対しそれを指摘、もしくは断ることができなかったものと推察される。

【再発防止策】

① 申請者側の理解度・意識の向上策

本事案について全教職員に共有、注意喚起を行い、コンプライアンス教育・研究倫理教育の受講を継続的に徹底する。

特に学部学生に対する謝金支給の新規申請に当たっては、本事案を含む人件費・謝金における不正事例等を盛り込んだ「公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生の皆さんへ」を事務部門から受給者本人に交付・説明し、確認を義務付け、謝金の不正使用に関する知識の浸透を図る。

② 管理・監査体制の実効性の向上

謝金支給の申請は、支給申請者と事務部門間のやり取りのみで、事務部門が受給者に用務実態を直接確認することはなかった。また、謝金支給の新規申請の際、支給申請者は事務部門に対して、用務内容、支給単価を示した申請書を提出していたものの、受給者に対しては、申請書とは異なる内容を依頼していた。よって、受給者本人の認識と、申請書の内容に齟齬が生じていた。これらの防止策として以下を徹底する。

- a 支給申請者による申請書の写しを受給者に交付し、三者（支給申請者、受給者、事務部門）で、用務内容、支給単価等を共有する。
- b 研究補助に関する謝金は、受給者本人が事務部門に出勤表を直接提出することを原則とし、その都度、事務部門が用務実態のモニタリングを実施する。
- c 研究補助として一定期間継続して支給する必要がある場合には、人件費として支出する「研究補助員」として採用、雇用通知書を交付し、更に事務部門にてタイムレコーダーによる出勤退勤の管理を行う。
- d 内部監査において、謝金・人件費受給者を無作為に抽出してヒアリングを実施し、チェック体制を強化する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

「鶴見大学職員就業規則」に則り、調査対象者を厳正に処分した。また、鶴見大学に損害を生じさせたことから、調査委員会が不正に使用したと認定した 36,000 円について、調査対象者に対し返還を求める措置を講じた。

・本件の公表状況

「公的研究費に係る不正等について」 令和 7 年 3 月 27 日 鶴見大学ホームページに公表（氏名公表あり）